

就学等（予定）証明書

四條畷市長 宛

令和 年 月 日

保護者記入欄	
児童氏名 (年 月 日生)	保育施設名
児童氏名 (年 月 日生)	
児童氏名 (年 月 日生)	
保護者氏名	住所：児童の() <small>※申込中の場合は第1希望の施設・事業名をご記入ください。</small>

【就学】

下記の者は、次のとおり 就学 ・ 就学予定 であることを証明します。(欄をチェックしてください。)

氏名			
学校等種別(※1)	学校 ・ 専修学校 ・ 各種学校 ・ その他()		
学校等名称	学校等所在地		
就学(予定)期間	年 月 日～ 年 月 日		
主な教育科目			
就学日数	日 / 週	通常の就学日	月・火・水・木・金・土・日 不定
就学時間	時 分～ 時 分	1日あたり ()時間 ()分 うち休憩 ()時間 ()分	

【職業訓練等】

下記の者は、次のとおり職業訓練等を 受けている ・ 受ける予定 であることを証明します。(欄をチェックしてください。)

氏名			
訓練等種別(※2)	職業訓練 ・ 指導員訓練 ・ 認定職業訓練 ・ その他()		
訓練校名称	訓練校所在地		
受講(予定)期間	年 月 日～ 年 月 日		
受講科・分野			
受講日数	日 / 週	通常の受講日	月・火・水・木・金・土・日 不定
受講時間	時 分～ 時 分	1日あたり ()時間 ()分 うち休憩 ()時間 ()分	

証明年月日	所在地
令和 年 月 日	名称・代表者 印
	電話
	(記入 担当者名 電話)

(注)この就学等(予定)証明書は、保育の支給認定及び利用調整(選考)の際の資料となるため、学校等の担当者が事実のとおりにご記入ください。必要に応じ、担当者に問い合わせることがあります。また、虚偽の記載を行った場合には、不利益処分を受けることがあります。

(※1) それぞれ学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校を指

(※2) それぞれ職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練または同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する職業訓練、同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練を指す。

ご不明な点がある場合は、四條畷市子ども政策課までお問合せください。072-877-2121(内線685・686)

就学等（予定）証明書

【記入例】

四條畷市長 宛

令和 3 年 11 月 1 日

保護者記入欄		
児童氏名 保育 元気 (令和3年4月7日生)	保育施設名 〇〇園	※申込中の場合は第1希望の施設・事業名をご記入ください。
児童氏名 ()		
児童氏名 ()		
保護者氏名 保育 太郎	続柄: 児童の(父)	

【就学】

下記の者は、次のとおり 就学 ・ 就学予定 であることを証明します。(口欄をチェックしてください。)

氏名	保育 花子		
学校等種別(※1)	学校 ・ <u>専修学校</u> ・ 各種学校 ・ その他()		
学校等名称	××看護専門学校	学校等所在地	〇〇市〇〇区〇〇町1-2-3
就学(予定)期間	R2年4月1日 ~ R5年3月31日		
主な教育科目	看護学・公衆衛生学等		
就学日数	5日 / 週	通常の就学日	<u>月・火・水・木・金</u> 土・日 不定
就学時間	9時00分 ~ 16時30分	1日あたり	(7)時間 (30)分 うち休憩 (1)時間 (00)分

【職業訓練等】

下記の者は、次のとおり職業訓練等を 受けている ・ 受ける予定 であることを証明します。(口欄をチェックしてください。)

氏名			
訓練等種別(※2)	職業訓練 ・ 指導員訓練 ・ 認定職業訓練 ・ その他()		
訓練校名称		訓練校所在地	
受講(予定)期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
受講科・分野			
受講日数	日 / 週	通常の受講日	月・火・水・木・金・土・日 不定
受講時間	時 分 ~ 時 分	1日あたり	()時間 ()分 うち休憩 ()時間 ()分

証明年月日	所在地	〇〇市〇〇区〇〇町1-2-3
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	名称・代表者	学校法人××学園 ××看護専門学校
	電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	(記入担当者名	▽▽ 電話 ××××-××××)

(注)この就学等(予定)証明書は、保育の支給認定及び利用調整(選考)の際の資料となるため、学校等の担当者が事実のとおりにご記入ください。必要に応じ、担当者に問い合わせることがあります。また、虚偽の記載を行った場合には、不利益処分を受けることがあります。

- (※1) それぞれ学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校を指す。
- (※2) それぞれ職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練または同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する職業訓練、同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練を指す。